



最高裁秘書第1168号

平成29年3月22日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



司法行政文書開示通知書

2月16日付け（同月20日受付，最高裁秘書第664号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称

行政不服審査法に基づく審査請求書の受付等に関する事務処理要領（片面で4枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

行政不服審査法に基づく審査請求書の受付等に関する事務処理要領

平成28年7月20日

第1 主管局課の決定

裁判所に対する不服、不満、批判ないし非難を述べる趣旨が記載されている投書があった場合の主管局課の決定は、「裁判所法第82条に基づき裁判所の事務の取扱方法に対して最高裁判所に申出がなされた不服の処理要領」（以下「裁判所法82条の処理要領」という。）第1を適用する。

第2 主管局課（総務局を除く。）による処理

1 主管局課が、行政不服審査法（以下「法」という。）に基づく審査請求として総務局に送付するかどうかの判断基準

- (1) 投書に、法に基づく審査請求である旨の記載がある場合には、記載内容のいかんにかかわらず、当該投書を法に基づく審査請求として総務局に引き継ぐ。
- (2) 投書に、法に基づく審査請求である旨の記載がない場合であっても、以下のア及びイのとおり、実質的にみて、記載内容が、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（以下単に「処分」という。）に対する不服、又は法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者が当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。）がある場合に申し立てた不服（以下、上記各不服を併せて「行政庁の処分等に対する不服」という。）に当たるものであれば、当該投書を、法に基づく審査請求として総務局に引き継ぐ。行政庁の処分等に対する不服に該当するかどうかは、請求人の主張内容自体から判断し、関連資料に照らせば請求人の主張する事実関係がおよそ認められない場合であっても、請求人の主張が行政庁の処分等に対する不服に該当する以上は、法に基づく審査請求として取り扱う。

なお、投書の記載内容が法に基づく審査請求に当たるかどうかについて疑義がある場合には、当該投書を総務局に引き継ぐものとする。

ア 「不服」に該当するためには、不服の対象となる処分又は不作為が具体的に特定して記載されていること、これに対して審査を求める意思が明らかになっていることが必要であると解される。したがって、趣旨が不明確なもの、単に希望や要望を述べるにすぎないもの、人格攻撃をするにすぎないもの等は、これに当たらない。また、裁判所法第82条に基づく不服の申出である旨の記載があるなど、法に基づく審査請求を求める意思に基づくものでないと解される事情が認められる場合も同様である。

イ 「処分」とは、司法行政事務に関するものでなければならず、その例は、別表のとおりである（なお、これらに限られるものではない。）。

2 上記1の(1)及び(2)のいずれにも該当しない場合の主管局課による処理については、裁判所法82条の処理要領第2及び第3の2による。

第3 総務局による処理

1 上記第2の1により投書の引継ぎを受け又は上記第1により投書の主管局課となった総務局が、上記第2の1の基準を踏まえ、当該投書を法に基づく審査請求に当たると判断した場合は、当該投書の原本を文書管理システムに受理登録する。

2 上記1のとおり投書の引継ぎを受けた総務局が、当該投書を法に基づく審査請求に当たらないと判断した場合は、主管局課（総務局を除く。）に再度引き継ぐ。この場合の主管局課による処理及び上記第1により投書の主管局課となった総務局が、当該投書を法に基づく審査請求に当たらないと判断した場合の総務局による処理は、裁判所法82条の処理要領第2及び第3の2による。

第4 文書管理の方法

- 1 秘書課は、投書を受理した時点では、投書の原本につき、文書管理システムへの登録を行わない。
- 2 主管局課は、第2の1の(1)又は同(2)により投書を総務局に引き継ぐ場合には、投書の原本につき、文書管理システムへの登録を行わない。

付記

本事務処理要領の実施後、6か月を経過した時点において、本処理要領に基づく運用の過程で事務負担等の問題が発生していないかどうかを確認し、問題が発生している場合にはこれに対する対処法につき検討することとする。

別表 行政不服審査法の対象となる司法行政処分(公平審査手続に関する特例が適用されるものを除く)

局課等	処分該当事項
人事局	・裁判官の育児休業の不承認, 承認の取消し(裁判官育児休業法2条, 5条2項)
	・裁判官の配偶者同行休業の不承認, 承認の取消し(裁判官配偶者同行休業法3条, 6条2項)
	・裁判官の兼職不許可(裁判所法52条2号)
	・司法修習生の不採用決定(裁判所法66条)
	・職員の裁判所職員再就職等監視委員会(再就職等監察官)に対する在職中の求職の規制に係る例外承認についての不服申立て(国公法106条の3第5項, 同条3項(再就職等監察官につき同条4項), 同条2項4号)
	・再就職者の裁判所職員再就職等監視委員会(再就職等監察官)に対する在職していた府省等の役職員等への職務上の行為等の依頼の規制に係る例外承認についての不服申立て(国公法106条の4第8項, 同条6項(再就職等監察官につき同条7項), 同条5項6号)
	・退職手当の支給制限処分, 支払差止処分, 支払差止処分の取消しの棄却処分, 返納命令処分, 納付命令処分(国家公務員退職手当法12条から17条まで)
	・職員団体の登録(国公法108条の3, 人規17-1) ・職員団体に対する法人格の付与(法人格法3条, 法人格認証規則)
経理局	・国有財産の使用許可(国有財産法18条6項, 19条)
	・児童手当の支給に関する処分(児童手当法7条, 8条, 14条, 17条)
	・司法修習生への資金貸与決定(裁判所法67条の2第1項)
民事局	・司法委員となるべき者の選任取消し(司法委員規則5条)
	・鑑定委員となるべき者の選任取消し(鑑定委員規則3条)
	・執行官に対する国庫補助金の支給(裁判所法62条, 執行官法21条, 執行官国庫補助基準額令)
刑事局	・精神保健審判員として任命すべき者の選任取消し(医療観察規則3条)
	・精神保健参与員として指定すべき者の選任取消し(医療観察規則12条)
家庭局	・参与員となるべき者の選任取消し(参与員規則4条)